四八・一一		紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず塗布し、被覆し、染み込ませ、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇九項又は第四八・一〇項の物品を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
四八・一二	四八一二・〇〇	製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
四八・一三		製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
四八・一四		壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
四八・一六		カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ（第四八・〇九項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
四八・一七		紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便箋等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
四八・一八		トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が三六センチメートル以下の巻状又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。）並びにセルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の紙製パルプ製、紙製用パルプ製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
四八・一九		紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
四八・二〇		紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便箋、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、吸取紙、バインダー類挟み、ファイルカバー、転写式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、印刷物、挿入式カードその他の文房具及び事務用品（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
四八・二二		紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
四八・二二		製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
四八・二三		その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロース繊維のウェブのその他の製品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
四九		第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
第一一部　紡織用繊維及びその製品			
五〇		第五〇類　絹及び絹織物	
五〇・〇一	五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）	ＣＣ
五〇・〇二	五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）	ＣＣ
五〇・〇三	五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＣ

五〇・〇四	五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬（つむぎ）糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ
五〇・〇五	五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬（つむぎ）糸（小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ
五〇・〇六	五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬（つむぎ）糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	ＣＴＨ（第五〇・〇四項又は第五〇・〇五項の材料からの変更を除く。）
五〇・〇七		絹織物	ＣＴＨ
五一		第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	
五一・〇一		羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ
五一・〇二		繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ
五一・〇三		羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	ＣＣ
五一・〇四	五一〇四・〇〇	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	ＣＴＨ
五一・〇五		羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	ＣＣ
五一・〇六		紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ
五一・〇七		梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ
五一・〇八		紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ
五一・〇九		羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。）
五一・一〇	五一一〇・〇〇	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
五一・一一		紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	ＣＴＨ
五一・一二		梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	ＣＴＨ
五一・一三	五一一三・〇〇	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	ＣＴＨ
五二		第五二類　綿及び綿織物	
五二・〇一	五二〇一・〇〇	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ
五二・〇二		綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＣ
五二・〇三	五二〇三・〇〇	綿（カードし又はコームしたものに限る。）	ＣＣ
五二・〇四		綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
五二・〇五		綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ
五二・〇六		綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ
五二・〇七		綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	ＣＴＨ（第五二・〇五項の材料からの変更を除く。）